

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	TK-1-015 改2
提出年月日	平成30年9月5日

東海第二発電所
技術基準規則と工事計画認可申請書の
添付書類との紐付き表

平成30年9月
日本原子力発電株式会社

技術基準規則と工認添付書類との紐つき表(DB)と他社との比較表

技術基準規則の要求本文				各技術基準規則について適合性を説明する添付書類 (DB)			
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	○	→	○	→	○
第5条	地震による損傷の防止	○	○	→	○	→	○
第6条	津波による損傷の防止	○	○	→	○	→	○
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	→	○	→	○
第8条	立ち入りの防止	×	○	→	○	→	○
第9条	発電用原子炉施設への人の不法侵入等の防止	○	○	→	○	→	○
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×	→	○	→	○
第11条	火災による損傷の防止	○	○	→	○	→	○
第12条	発電用原子炉施設内における風水害による損傷の防止	○	○	→	○	→	○
第13条	安全避難通路等	○	○	→	○	→	○
第14条	安全設備	○	○	→	○	→	○
第15条	設計基準対象施設の機能	○	○	→	○	→	○
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	○	○	→	○	→	○
第17条	材料及び構造	○	○	→	○	→	○
第18条	使用中の亀裂等による損傷防止	×	×	→	×	→	×
第19条	流体振動等による損傷防止	×	○	→	○	→	○
第20条	安全弁等	×	○	→	○	→	○
第21条	耐圧試験等	×	×	→	×	→	×
第22条	監視試験片	×	×	→	×	→	×
第23条	炉心等	×	×	→	×	→	×
第24条	熱遮蔽材	×	×	→	×	→	×
第25条	一次冷却材	×	×	→	×	→	×
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	○	→	○	→	○
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	○	→	○	→	○
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	○	→	○	→	○
第29条	一次冷却材処理装置	×	○	→	○	→	○
第30条	逆止め弁	×	○	→	○	→	○
第31条	高気タービン	○	×	→	×	→	×
第32条	非常用心冷却設備	×	○	→	○	→	○
第33条	循環設備等	○	○	→	○	→	○
第34条	計測装置	○	○	→	○	→	○
第35条	安全保護装置	○	○	→	○	→	○
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	○	→	○	→	○
第37条	制御系駆動装置	×	×	→	×	→	×
第38条	原子炉制御室等	○	○	→	○	→	○
第39条	廃棄物処理設備等	×	○	→	○	→	○
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	○	→	○	→	○
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	○	→	○	→	○
第42条	流体遮蔽等	×	○	→	○	→	○
第43条	換気設備	×	○	→	○	→	○
第44条	原子炉格納施設	○	○	→	○	→	○
第45条	保安電源設備	○	○	→	○	→	○
第46条	緊急時対策室	○	○	→	○	→	○
第47条	警報装置等	○	○	→	○	→	○
第48条	準用	○	○	→	○	→	○

設計許可における約束手続を工事計画に反映していることを説明する資料として「発電用原子炉の設計の適合性に関する説明書」にて説明する。

設計及び工事に係る品質管理の方針に関する説明書

技術基準規則と工認添付書類との紐付き(SA)の他社との比較表

技術基準規則の要求本文	技術基準要求本文	設備の抽出	適合性確認	技術基準規則の要求本文	技術基準規則について適合性を説明する添付書類 (SA)
第49条 重大事故等対地施設の種類	○	○	-	第49条 重大事故等対地施設の種類	第2条
第50条 地震による損傷の防止	○	○	-	第50条 地震による損傷の防止	第2条
第51条 津波による損傷の防止	○	○	-	第51条 津波による損傷の防止	第2条
第52条 火災による損傷の防止	○	○	-	第52条 火災による損傷の防止	第2条
第53条 特定重大事故等対地施設	○	×	-	第53条 特定重大事故等対地施設	第2条
第54条 重大事故等対地設備	○	○	-	第54条 重大事故等対地設備	第2条
第55条 材料及び構造	○	○	-	第55条 材料及び構造	第2条
第56条 使用中の亀裂等による破壊の防止	○	○	-	第56条 使用中の亀裂等による破壊の防止	第2条
第57条 安全弁等	○	○	-	第57条 安全弁等	第2条
第58条 耐圧試験等	○	○	-	第58条 耐圧試験等	第2条
第59条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を凍結するするための設備	○	○	-	第59条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を凍結するするための設備	第2条
第60条 原子炉制御圧力パナングリ高圧時に発電用原子炉を凍結するための設備	○	○	-	第60条 原子炉制御圧力パナングリ高圧時に発電用原子炉を凍結するための設備	第2条
第61条 原子炉制御圧力パナングリを減圧するための設備	○	○	-	第61条 原子炉制御圧力パナングリを減圧するための設備	第2条
第62条 原子炉制御圧力パナングリ高圧時に発電用原子炉を凍結するための設備	○	○	-	第62条 原子炉制御圧力パナングリ高圧時に発電用原子炉を凍結するための設備	第2条
第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	○	○	-	第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	第2条
第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	○	○	-	第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	第2条
第65条 原子炉格納容器の過圧保護を防止するための設備	○	○	-	第65条 原子炉格納容器の過圧保護を防止するための設備	第2条
第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	○	○	-	第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	第2条
第67条 水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	○	○	-	第67条 水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	第2条
第68条 水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	○	○	-	第68条 水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	第2条
第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	○	○	-	第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	第2条
第70条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	○	○	-	第70条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	第2条
第71条 重大事故等の発生に必要となる水の供給設備	○	○	-	第71条 重大事故等の発生に必要となる水の供給設備	第2条
第72条 電源設備	○	○	-	第72条 電源設備	第2条
第73条 計装設備	○	○	-	第73条 計装設備	第2条
第74条 原子炉制御室	○	○	-	第74条 運転員が原子炉制御室に上り降りするための設備	第2条
第75条 監視測定設備	○	○	-	第75条 監視測定設備	第2条
第76条 緊急時対策	○	○	-	第76条 緊急時対策	第2条
第77条 通信連絡を行うために必要な設備	○	○	-	第77条 通信連絡を行うために必要な設備	第2条
第78条 準用	○	○	-	第78条 準用	第2条

設計及び工事に関する説明書

設計及び工事に関する説明書

設計及び工事に関する説明書